

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成29年7月19日（平成29年（行情）諮問第306号）

答申日：平成29年12月18日（平成29年度（行情）答申第392号）

事件名：特定の指針に基づき監督上の措置を受けた公益法人が提出した営利法人等への転換に向けた計画に関する書類等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人が環境大臣（平成13年省庁改革前を含む。）に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月10日付け環境総発第1702102号により環境大臣（以下「環境大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると次のとおりである（意見書は省略した。）。

（1）審査請求人即ち開示請求者の請求内容

本件審査請求人即ち開示請求者は、平成29年1月24日、行政文書開示請求書を環境大臣に提出した。この行政文書開示請求書における「請求する行政文書の名称等」には「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人が環境大臣（平成13年省庁改革前を含む。）に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面。」旨記載されている。

（2）行政文書不開示決定通知書の記載内容

この行政文書開示請求に対し、平成29年2月10日、行政文書不開

示決定通知書が決定通知されている。行政文書不開示決定通知書における「不開示とした理由」として「開示請求に係る当該文書については、作成・取得しておらず、不存在のため不開示とします。」旨記載されている。

(3) 行政文書不開示決定通知書の記載内容の検討

しかし、上記不開示決定は不当である。まず、環境庁傘下において「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づいて営利法人に転換した公益法人の有無及びその具体的内容を明確にしていきたい。

よって、平成29年1月26日付け行政文書の開示請求について、法9条2項の規定に基づきなされた行政文書不開示決定（環境総発第1702102号、平成29年2月10日）を取り消す旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案概要

(1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し平成29年1月24日付けで本件開示請求を行い、処分庁は同年1月26日付けでこれを受理した。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成29年2月10日付けで審査請求人に対し、行政文書の開示をしない旨の決定通知（原処分）を行った。

(3) これに対し審査請求人は平成29年4月17日付けで処分庁に対して原処分について「まず、環境省傘下において「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づいて営利法人に転換した公益法人の有無及びその具体的内容を明確にしていきたい」という趣旨の審査請求を行い、処分庁は同日付けで受理した。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

本件対象文書については、作成・取得しておらず、いずれも不存在であるため不開示とした。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は原処分の取消しを求めているので、その主張について検討する。

本件対象文書について確認したところ、本件対象文書に係る指針が定められた平成10年12月より現在に至るまで、環境省の所管する公益法人において、営利団体等への転換が行われたものがないことが確認された。については、当該行政文書が作成・取得されているはずだとする審査請求人の主張は当たらない。

4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月24日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年11月30日 審議
- ⑤ 同年12月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の探索の範囲等について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書については、環境省所管の公益法人に対する監督状況に関する情報を一元的に管理していた環境省大臣官房総務課の執務室、書庫及び共有フォルダにおける格納データを探索し、営利法人等への転換に係る計画書等が提出されたものの当該転換が行われなかったものを含め、これが存在しないことを確認した。

イ そのほか、「公益法人に関する年次報告」及び「特例民法法人に関する年次報告」の営利法人等への転換状況等に係る各記載を念のため確認したところ、営利法人等へ転換した公益法人の中に、環境省が所管していた法人は含まれていなかった。

(2) そこで検討すると、上記(1)アの文書の探索の方法及び範囲については、特段の問題はないと認められ、その外、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを否定するに足る特段の事情も認められない。

したがって、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子